

今治商工会議所「会報チラシ同封半額キャンペーン」申込書

申込年月日	令和 年 月 日
-------	----------

今治商工会議所会報について

- ・体 裁 A4判、6ページ
- ・発行日 毎月1回15日発行
- ・発行部数 約3,600部
- ・配 付 先 当所会員・官公庁・主要商工会議所等

■申込書記入欄（下記の運用規程に同意のうえ、申込みます。）

事業所名	〒	代表者名	
所在地			
電話番号		FAX番号	
希望掲載月	令和 年 月号	ご担当者名	

今治商工会議所「会報チラシ同封半額キャンペーン」運用規程

- 今治商工会議所「会報チラシ同封半額キャンペーン」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。期間は2020年10月号から2021年3月号までとする。
- 本サービスを利用する広告チラシの内容については、会員相互の経営に資するものであり、同封するチラシ等及びその内容、また作成責任を有する会員企業について与信を与えるものではない。したがって、下記事項を遵守するものとする。
 - （1）公序良俗に反しないこと
 - （2）関係法規に違反しないこと
 - （3）政治性、宗教性がないこと
 - （4）誤解を与える恐れがないこと
 - （5）他の会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
 - （6）投機性のないこと、または投機性がないと判断されること
 - （7）当商工会議所の事業と同種あるいは同類の内容であって、競合するものでないこと
 - （8）その他、当該サービスの運用上不適当と認められないこと
- 前条に反する、あるいはその他の理由により、当所が不適当と認める場合、このサービスは履行しない。なお、サービス実施予定月において、申込企業が揃わない等やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰延べることがある。
- 書類が同封される今治商工会議所会報は、毎月15日発行とする。但し、やむを得ない事情により発行が遅延する場合があるため、会員企業が同封を希望する書類の日程によっては期間の関係で申込みを受けられない場合がある。
- チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
- 当サービスに関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応する。また、当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わない。
- 同封するチラシ等は、原則としてB5判、A4判サイズ（両面可）とし、B4判、A3判の場合は規定の大きさ以下に折りたたんだうえで納品するものとする。
- 同封するチラシ等は、今治商工会議所より後述のチラシ広告（案）の同封許可が下りた後、必要部数3650部を発行月の前月末までに指定する場所へ納品する。その際、残部は原則として返却しない。
- 同封するチラシ等は、毎月10枚（1社につき原則1枚、申込先着順）までとする。また、封入の順番も順不同とし、利用者の希望に添えない。
- 会報チラシ同封半額キャンペーンの料金は、下記に定める通りとする。

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4判サイズ（両面可）	1枚	17,500円
B4・A3判サイズ（両面可）	1枚	20,000円

※振込の場合、手数料は記者負担

- 依頼事業所は、チラシ同封発行希望日の前月15日までに、今治商工会議所「会報チラシ同封半額キャンペーン」申込書に必要事項を記入、押印し、チラシ広告（案）を添えて商工会議所に提出するものとする。
- 料金は、会報チラシ同封半額キャンペーンへの申込受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納付のこと。
- この運用規程は、令和2年8月15日から令和3年2月15日までの間有効とする。